

「介護分野における外国人人材の活躍」

私は、一般社団法人全国介護事業者連盟三重県支部 堀博人です。

県内にもいくつか介護分野の団体はございますが、当団体はその一つです。

(介護事業者連盟に関しては別紙「介事連資料2-1～5」をご参照ください。)

今回、三重県支部において、私が代表を務める会社に加えまして外国人雇用に積極的な法人に来ていただきましたので、ご紹介します。

社会福祉法人むつみ福祉会 理事長 堀博人

拠点・・・松阪市 四日市市 明和町

現在、グループ関連事業含めて、14名の外国人を雇用されています。

内訳)

ベトナム人3名 (特定技能・介護)

- ・・・技能実習から特定技能へ変更2名 国内転職募集・転職1名
(福井県の繊維工場から四日市市介護へ転職)

ミャンマー人4名 (技能実習・介護)

- ・・・ミャンマーより直接入国

ミャンマー人5名 (特定技能・介護)

- ・・・技能実習から特定技能へ変更2名、ミャンマーより直接入国3名

フィリピン人2名 (特定技能・介護)

- ・・・フィリピンより直接入国

社会福祉法人長茂会 本部長 石塚昇二 理事施設長 加田慎二

拠点・・・尾鷲市 紀北町

現在、この法人では、33名の外国人を雇用されています

内訳)

ミャンマー人17名 (技能実習・介護)

- ・・・ミャンマーより直接入国

ミャンマー人10名 (特定技能・介護)

- ・・・ミャンマーより直接入国

ベトナム人6名 (特定技能・介護)

- ・・・ベトナムから直接入国4名、国内転職募集・転職2名

(鳥取県介護→尾鷲市へ1名、いなべ市トヨタ関連部品工場から尾鷲市へ1名)

委員会での主たる説明及び質疑事項については、同行した3名より、各自回答させていただきます。

- ・ 県内介護事業者における外国人材の雇用状況とその活躍について（本資料）
- ・ 外国人材を介護職員として採用することに係る現状と課題（人材確保に係る経費の増加、人件費の高騰、有料職業紹介事業の適正化等）について
- ・ 外国人材を介護職員として採用するための取組や働きやすい職場環境づくり（給与や労働条件、労働時間、日本語教育、キャリアパスやスキルアップの機会の提供等）について
- ・ 外国人介護人材の採用や日本語教育等において介護事業者が（各方面から）得られる支援の概要について
- ・ 国の外国人介護人材受入れ制度や県の支援制度と介護現場とのギャップについて（あれば）
- ・ 行政への要望について
- ・ その他これに関連する事項について

以 上

*この説明では、留学生→介護福祉士として、高度人材として採用のケースは除く

②海外から直接呼び、日本で育てる
(採用に時間を要す、8ヶ月~10ヶ月)

①日本に既に住んでいる (採用に時間がかからない)
②海外から直接呼び、日本で育てる (採用に時間を要す、5ヶ月)

技能実習生 人材

○3年、転職しない契約

○ボーナスあっても、なくてもよい
○募集してから、約10カ月で着任
(外国で勉強させてから、入国)
(入国後、日本語講習1ヶ月あり)

○費用 初期費用 50万強
毎月 38000円程度の監理料

●3年+2年
真っ白な状況で働きに来る
従来制度

ミャンマー
ベトナム
インドネシア
フィリピン
中国

夜勤○ 説明要

特定技能 人材

○転職可能・・・最大のリスク

○ボーナス必要 日本人と同等以上
○早ければ、募集して2カ月弱で着任
(日本国内で募集する、転職者)
(海外から直接入国増加・・・問題点あり)

○費用 初期費用10万弱 手続き費
毎月 27500円程度の支援料

●5年
いろんなことに慣れてきている
新しい制度

ミャンマー
ベトナム
インドネシア
フィリピン
中国

夜勤○ 説明要

注：育成就労制度へ変更、決定 2年で転職可能

少し違う ↓

座学含めて、介護の基礎を学んでやってくる

日本語が少し、上手な状況

他の職種 (外食や工場等との違い キャリアパス構築済み)

目標・・・介護福祉士 を取らせる

技能実習生3年満了後、特定技能へ変更する人が多い

簡単な試験をパスしてるだけで、即戦力ではない

国内転職組は、日本語はかなり上手

→ ほぼ永住に近い

目標・・・介護福祉士 を取らせる

在留資格「介護」取得できる

| | | |
|---|--|---------------------------------------|
| 児童福祉法関係の施設・事業 | 生活サポート | 指定介護予防訪問入浴介護 |
| 的障害児施設 | 経過的デイサービス事業 | 指定認知症対応型共同生活介護 |
| 閉症児施設 | 訪問入浴サービス | 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 |
| 的障害児通園施設 | 地域活動支援センター | 介護老人保健施設 |
| 児施設 | 精神障害者社会復帰施設(精神障害者生活訓練施設・精神障害者授産施設・精神障害者福祉工場) | 指定通所リハビリテーション |
| うあ児施設 | 在宅重度障害者通所介護事業(日本身体障害者団体連合会から助成を受けている期間に限る) | 指定介護予防通所リハビリテーション |
| 聴幼児通園施設 | 知的障害者通所介護事業(全日本手をつなぐ育成会から助成を受けている期間に限る) | 指定短期入所療養介護 |
| 体不自由児施設 | 居宅介護 | 指定介護予防短期入所療養介護 |
| 体不自由児通園施設 | 重度訪問介護 | 指定特定施設入居者生活介護 |
| 体不自由児療護施設 | 行動援護 | 指定介護予防特定施設入居者生活介護 |
| 症心身障害児施設 | 同行援護 | 指定地域密着型特定施設入居者生活介護 |
| 症心身障害児(者)通園事業 | 外出介護(平成18年9月までの事業) | サービス付き高齢者向け住宅※3 |
| 体不自由児施設又は重症心身障害児施設の委託を受けた 定医療機関(国立高度専門医療研究センター及び独立行政 人国立病院機構)の設置する医療機関であって厚生労働大 の指定するもの) | 移動支援事業 | 第1号訪問事業 |
| 童発達支援 | 老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業 | 指定訪問介護 |
| 課後等デイサービス | 第1号通所事業 | 指定介護予防訪問介護 |
| 害児入所施設 | 老人デイサービスセンター | 指定夜間対応型訪問介護 |
| 童発達支援センター | 指定通所介護(指定療養通所介護を含む) | 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 |
| 育所等訪問支援 | 指定地域密着型通所介護 | 生活保護法関係の施設 |
| 障害者総合支援法関係の施設・事業 | 指定介護予防通所介護 | 救護施設 |
| 害者デイサービス事業(平成18年9月までの事業) | 指定認知症対応型通所介護 | 更生施設 |
| 期入所 | 指定介護予防認知症対応型通所介護 | その他の社会福祉施設等 |
| 害者支援施設 | 老人短期入所施設 | 地域福祉センター |
| 養介護 | 指定短期入所生活介護 | 隣保館デイサービス事業 |
| 活介護 | 指定介護予防短期入所生活介護 | 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 |
| 童デイサービス | 養護老人ホーム※1 | ハンセン病療養所 |
| 同生活介護(ケアホーム) | 特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設) | 原子爆弾被爆者養護ホーム |
| 同生活援助(グループホーム) | 軽費老人ホーム※1 | 原子爆弾被爆者デイサービス事業 |
| 立訓練 | ケアハウス※1 | 原子爆弾被爆者ショートステイ事業 |
| 労移行支援 | 有料老人ホーム※1 | 労災特別介護施設 |
| 労継続支援 | 指定小規模多機能型居宅介護※2 | 原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業 |
| 的障害者援護施設(知的障害者更生施設・知的障害者授産 施設・知的障害者通所寮・知的障害者福祉工場) | 指定介護予防小規模多機能型居宅介護※2 | 家政婦紹介所(個人の家庭において、介護等の業務を行 なう場合に限る) |
| 体障害者更生援護施設(身体障害者更生施設・身体障害者 護施設・身体障害者授産施設・身体障害者福祉工場) | 指定複合型サービス※2 | 病院又は診療所 |
| 祉ホーム | 指定訪問入浴介護 | 病院 |
| 体障害者自立支援 | ※1 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。)、介護予防特定施設入居者 生活介護(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、地域密着型特定施設入居者生活介 護(外部サービス利用型地域密着型特定施設入居者生活介護を除く。)を行う施設を対象とする。 | 診療所 |
| 中一時支援 | ※2 訪問系サービスに従事することは除く。 | |
| | ※3 有料老人ホームに該当する場合は、有料老人ホームとして要件を満たす施設を対象とする。 | |